

県南広域振興局長告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年5月20日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 就任

理事

継 枝 辰 男	花巻市石鳥谷町五大堂第28地割18番地
佐々木 善 光	〃 〃 新堀第53地割31番地
高 橋 勝 男	〃 〃 〃 第38地割12番地
佐々木 保 郎	〃 〃 〃 第9地割7番地
中 村 萬 敬	〃 〃 八重畑第21地割48番地
淵 澤 吉 和	〃 〃 〃 第4地割1番地5
福 山 勝 一	〃 〃 新堀第43地割第132番地3

2 退任

理事

佐々木 保 郎	花巻市石鳥谷町新堀第9地割7番地
大 竹 公 司	〃 〃 八重畑第15地割29番地
高 橋 勝 哉	〃 〃 五大堂第17地割64番地2
淵 澤 吉 和	〃 〃 八重畑第4地割1番地5
高 橋 勝 男	〃 〃 新堀第38地割12番地
大 澤 善 一	〃 〃 〃 第52地割20番地
福 山 勝 一	〃 〃 〃 第43地割第132番地3